

## はとバス「羽田空港ベストビュードライブ」注意事項

### 1. ご参加にあたっての注意事項

- ① ご予約の際に全員の方の氏名（漢字、読み方）、生年月日をお知らせください。当日は本人確認書類（運転免許証、健康保険証、パスポート、マイナンバーカードのいずれか）の提示をお願いいたします。本人確認書類を忘れた場合やご提示頂けない場合、記載内容がご予約時にお知らせ頂いた情報と異なる場合はご参加頂けません。
- ② 3歳以下又はおひとりでは着席できないお子さまはご参加頂けません。
- ③ 天候状況等により出発間に運休となる場合がございます。
- ④ 京橋駅前から羽田空港間の往復は、土・祝の11:30発は東京空港交通の一般車輛、それ以外ははとバスの一般車輛にて運行いたします。
- ⑤ 羽田空港制限区域内は、はとバスの2階建て車輛での運行となり、天候や気温等によりオープンバス又は屋根付バスのいずれかとなります。（当日現地でのご案内となり、事前のお問合せにはお答えできません。）
- ⑥ ペットを連れてのご参加はできません。（身体障がい者補助犬は除く）
- ⑦ 乗車中はシートベルトを必ず着用してください。
- ⑧ バス車内は禁煙です。
- ⑨ 反社会的勢力及び航空機の運航阻害行為を行おうとする方は参加できません。当日は反社会的勢力ではないこと等に関する誓約書にご署名を頂きます。
- ⑩ 11:30発は遅めの昼食となります。（14:00頃）
- ⑪ 奇数でご参加のお客さまは原則相席となります。
- ⑫ 37.5度以上の発熱や、風邪の症状（喉の痛み、咳、倦怠感及び味覚・嗅覚障害等）がある場合はご参加頂けません。
- ⑬ バス車内でのマスクの着用はお客さまの判断といたしますが、マスク着用が求められる降車施設等もあるため、必ずご持参ください。
- ⑭ バス車内での大きな声での会話はご遠慮ください。
- ⑮ 京橋駅前と羽田空港間のバス車内では、飲酒はできません。
- ⑯ バス乗車時等、手指の消毒を適宜行ってくださいますようお願いいたします。

### 2. 羽田空港制限区域内ドライブの注意事項

- ① 次に掲げるものは車内にお持ち込み頂けません。凶器類（ナイフ・ハサミ類、先のとがったもの、バット類、工具類）、スプレー缶類（カセットコンロ用ガス、キャンプ用ガス、スポーツ用酸素缶、殺虫剤・農薬）、火薬を使用したもの（花火・クラッカー）、その他（漂白剤、ペイント類、加熱式弁当、瞬間冷却剤、空間除菌剤）
  - ② 貴重品等、当日お貸しするA4サイズの透明ビニールバッグに入れられるもののみお持ち込み頂けます。（ご乗車中はビニールバッグを膝の上に置いてください。）
  - ③ 飲食物の持ち込みはできません。（当日配付する飲料水のみお飲み頂けます。）
  - ④ 金属探知機検査及び爆発物検査を実施いたします。
  - ⑤ 係員の指示には必ず従ってください。
  - ⑥ 航空法第53条、空港管理規則第18条、東京国際空港制限区域安全管理規程第9条に掲げる行為は禁止です。
- ※ 禁止事項を遵守しない場合には航空法等に基づき罰せられる場合がございます。

### 3. 羽田空港制限区域内の撮影に関する注意事項

- ① 三脚や自撮り棒を使用しての撮影はできません。
- ② フラッシュによる撮影は禁止です。
- ③ 建物側（旅客及び貨物ターミナルビルや格納庫など）、制限区域内へ入場する全てのゲート及び警備状況が見える箇所（検査風景や検査機器）、駐機している航空機の警備状況、同行スタッフや空港内作業スタッフの身分証明書の撮影は禁止です。
- ④ 営業目的の撮影はできません。

#### 4. オープンバスにて運行時の注意事項（屋根付バスの場合もごさいます）

- ① 走行中は保安のため幌を閉め、停車時に幌を開きます。オープンバスには空調装置がないため、幌を閉めた際は車内が暑くなります。また、幌を開いた際は日差しが強い場合がございますので、お客さまご自身で日焼け対策をお願いいたします。
  - ② 走行中の離席・運行中の傘（日傘含む）の使用、車外に手や顔を出すことは禁止です。
  - ③ 走行中に飛散の可能性がある手荷物（ハンカチ、ティッシュ、パンフレット等）を使用することはご遠慮ください。
  - ④ バス車外へ手荷物を落下させたり、投げ出したりすることは禁止です。
  - ⑤ ネックストラップが装着されていない撮影機器（スマートフォン、タブレット、カメラ等）を使用することはできません。（ネックストラップ付のスマートフォンポーチを当日配付いたしますが、スマートフォンが大きい場合は使用できない場合がございます。）
- ※ 航空機のエンジンに飛散物が吸い込まれると事故が発生し、莫大な損害に繋がる恐れがあるため、上記を必ず遵守頂きますようお願いいたします。

##### <航空法第 53 条>

①何人も、滑走路、誘導路その他国土交通省令で定める空港等の重要な設備又は航空保安施設を損傷し、その他これらの機能を損なうおそれのある行為をしてはならない。 ②何人も、空港等内で、航空機に向かつて物を投げ、その他航空の危険を生じさせるおそれのある行為で国土交通省令で定めるものを行ってはならない。 ③何人も、みだりに着陸帯、誘導路、エプロン又は格納庫に立ち入ってはならない。

##### <空港管理規則第 18 条>

空港においては、次の行為を行ってはならない。 ①標札、標識、芝生その他空港の施設又は駐車中の車両を、き損し、又は汚損すること。 ②定められた場所以外の場所に、ごみその他のものを遺棄すること。 ③空港事務所長の承認を受けないで、武器、爆発物又は危険を伴う可燃物を携帯し、又は運搬すること（公用者、施設の利用者又は営業者が、その業務又は営業のためにする場合を除く。）。 ④空港事務所長の承認を受けないで、裸火を使用すること。 ⑤航空機、発動機、プロペラその他の機器を清掃する場合には、野外又は消火設備のある耐火性作業所以外の場所で、可燃性又は揮発性液体を使用すること。 ⑥空港事務所長の特に定める区域以外の場所に、可燃性の液体、ガスその他これに類する物件を保管し、又は貯蔵すること（空港事務所長の承認した場合又は航空機にそのために設備された容器に入れて、機内に保管する場合を除く。）。 ⑦空港事務所長が喫煙を禁止する場所において、喫煙すること。 ⑧給油又は排油作業中の航空機から、30メートル以内の場所で喫煙すること。 ⑨給油若しくは排油作業、整備又は試運転中の航空機から 30メートル以内の場所に立ち入ること（その作業に従事する者を除く。）。 ⑩空港事務所長の定める条件を具備する建物内の耐火及び通風設備のある室以外の場所で、ドープ塗料の塗布作業を行うこと。 ⑪格納庫その他の建物の床を清掃する場合に、揮発性可燃物を使用すること。 ⑫油の浸みたぼろその他これに類するものを、適当な金属性容器以外に遺棄すること。 ⑬動物を連れてターミナル・ビル及び制限区域に立ち入ること（身体障害者補助犬法（平成 14 年法律第 49 号）第 2 条第 1 項に規定する身体障害者補助犬又はこれと同等の能力を有すると認められる犬を連れて立ち入る場合を除く。）。 ⑭前各号の外、秩序を乱し、又は他人に迷惑を及ぼす行為をすること。

##### <東京国際空港制限区域安全管理規程第 9 条>

制限区域内においては、航空法第 53 条及び空港管理規則第 18 条に掲げる行為のほか、次に掲げる行為を行ってはならない。 ①空港長の承認を受けないで、各種式典及び行事を執り行うこと。 ②空港長の承認を受けないで、発光、照明及び反射器等を使用すること。